

# 建設水道常任委員会

令和5年12月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○井上 卓也	齋藤 文夫
横田 敏文	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 係 長	土谷 純
同 係 長	菅田 修久	上下水道課長	岡村 智生
同 係 長	松尾 一樹		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、横田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、昨日の本会議において当委員会委員の補充選任があり、齋藤委員が今回より出席されておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に、井上委員、横田委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてです。1. 付託議案、（1）議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についてを議題とします。理事者の説明を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についてご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設農林  
課長

続いて、2枚目でございます。

（ 2枚目朗読 ）

建設農林課長 本議案は、工事請契約について、予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の相手方及び契約金額については、去る10月27日に事後審査型制限付き一般競争入札を行い、落札者藤本建設株式会社、落札金額1億404万3,500円で、落札率は86.68%となっております。

恐れ入りますが、本日配布しております資料1をご覧くださいませでしょうか。工事場所は、斑鳩町法隆寺北1丁目地内、工事概要でございますが、施設の周囲をL型擁壁、ブロック積擁壁で囲む護岸工、敷地造成工、敷地内に入った水を排出させる水路工等の設置を行い、調整池として整備してまいります。

以上、議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何卒、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。  
木澤委員。

木澤委員 これ、必要な事業なんで、やっていただくのは大いに結構なことなんですけど、まず入札の方ですね、落札率のほうおっしゃっていただきましたけども、応札業者はどのくらいあったんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 入札参加業者につきましては、12社でございます。

木澤委員 あと、費用負担の内訳も改めて教えていただけますか。

建設農林課長 財源の内訳につきましては、国庫補助50%、県の補助が4分の1、町負担が4分の1でございます。

木澤委員　あと、これできたら、容量的にどれぐらい貯めれて、どれぐらいの効果があるというんですかね、計算の仕方がよくわからないんですけど、見込みを教えてくださいませんか。

建設農林課長　こちらの貯水容量につきましては、4,500m<sup>3</sup>の水を貯める調整池として整備してまいります。効果といたしましては、10年に1度の大雨の確率で三代川周辺で3軒の床上浸水が出るという調査結果でございました。その床上浸水の3軒の解消を行うべき調整量を確保しております。

木澤委員　直近でいうとそういう形で、これつくることによって対応できるのかなと思うんですけども、今後ですね、応募できるんやったら、つくっていくほうが近年の水害に対する対策としては、必要なのかなというふうに僕は思っているんですけど、県の事業としてどれぐらいの規模っていうか、期間っていうか、まだ枠があるのかとか、その辺はどうなんでしょうか。

建設農林課長　適時要望すれば、県の平成緊急内水対策事業の審査会がありますので、その審査会で認められれば、事業として採択は可能ということで聞いております。

木澤委員　なかなか、やっぱり三代川の改修というのが、すぐに進まない中で、今、3軒の床上浸水の対策としては、ぜひ必要なことかなと思うんですけども、そこの兼ね合いですね。こっちをつくるほうが効果的やというのが優先的に考えられるのであれば、それもひとつの方法かなと思うんですけども。今後の話だと思うんですけども、現時点で、町としてどう考えはるのか教えてくださいませんか。

建設農林課長　今回の工事の完成の状況を見ながら、また候補地につきましては検討してまいります。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員 初歩的な質問で申し訳ないですけど、擁壁というのは、要するに地面から高さ1mとか何mとかそういうのになるんですか。それとも、地下に穴みたいな形にして水くるようにするものなのか、教えてもらえないでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 基本的には掘り込みで考えておりました。現場の道路高もまちまちですの  
課長 で、簡単に説明させていただきますと、一番東側の道路から約80cmほど掘り下げたような形、そして道路からは90cm上がるような形の擁壁も設けます。そして一番西側にいけば、道路が高い位置にございますので、そこから1m60cmほど掘り下げた形の調整池となります。

齋藤委員 そしたら常時そこは水が入ってないわけですので、そんな広い敷地、有効利用とかできないものかなと、そういうのはなんか、考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

建設農林 こちらのにつきましては、大和川遊水地と同様、底面利用を考えております。  
課長 そして底面利用の考え方といたしましては、現在、地元の方ができる多目的広場および3人制バスケットボールの3×3を行う施設、及び来場者駐車場等を現在検討しております、地元ともそういった形の協議を進めているところでございます。

齋藤委員 ということは、バスケットボール、下コンクリートかなんかされるんでしょうか。それとも子どもが野球するところがないとか、サッカーするところがないとか言うんですけれども、そういう芝生っていうか、草生えているような状況でというのは、考えているのかいないのか教えてもらえないでしょうか。

委員長 現在の施設としましては、水が入ったあとの清掃のことを考えて、底面につきましては、アスファルト舗装で考えておりました、芝生ではなくてそういっ

た固い地面として、整備を考えているところでございます。

齋藤委員 先ほど駐車場という話がありましたけども、そしたらアスファルトにしておいて、駐車もできるようなスロープつけて降りてくるような形の、そしてバスケットも使える、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

建設農林課長 こちらの施設につきましては、約3分の1を駐車場、約3分の2を多目的広場及びバスケットボール場として整備を考えているところでございます。

齋藤委員 3分の1が駐車場ということは、3分の1は常時駐車場のスペースとして使う。そして、多目的のかたちとして駐車場にも使えるけども、他の遊び場にも使えるような形にするのか、そのようなところ教えていただけますか。

建設農林課長 基本的には施設に来場する方の駐車場として活用。残りの3分の2を多目的広場及びバスケットボール場という形で考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私、思っていたのと違ったんですよ。さっき説明いただいた中で、10年に一度のということでおっしゃったけども、水が入るのは10年に1回ぐらいだという。もっとしょっちゅう入るものやと理解してて、今お話を聞くと、そういう活用もできるということやったら、ほとんど水引き込まへんのかなと思ったんですけど、ちょっとその辺教えていただけますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 先ほど説明でございましたが、10年に一度の確率でこの貯水池が満たんなれば下流に効果があるというものでございまして、基本的には遊水池自身、高低差を設けておりまして、駐車場の部分が少し高くて、多目的広場のほうが少し低いような形になっておりまして、まずは、日ごろの雨でも入って使える

ような調整池を駐車場側、そして何年か確率で大きな雨の時には多目的広場にも水が入るような２段階方式で考えております。

委員長 中川議長。

議長 普段の雨でも駐車場のほうへは水が入っていくねんな。そして、車停まっても入ってくるん。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 通常の雨では入りません。年に一度、二度来るような大雨で入るような形の施設でございます。

議長 それどうやって、量が、こだけ雨降ったらどっからどう入るとか、やっぱりそんな仕組みあるのか。

建設農林課長 こちらの施設については、上流の水路から水が入るようになっておりまして、上流の水路がある程度、８割、９割ぐらいの水位まで上がれば、施設の中に入ってくるというような形でございます。

委員長 暫時休憩します。

( 午前９時１４分 休憩 )

( 午前９時１６分 再開 )

委員長 再開します。

１点だけ私のほうから確認、この後利用についても、国と県の補助はついていくと考えてよろしいですな。

建設農林 底面利用の工事については貯水事業とは別ですので、国、県の補助というの

課長 はございません。

委員長 わかりました。ほかにごございませんか。  
宮崎委員。

宮崎委員 これ通学路になっているかどうかわからへんけども、フェンスはやるのかな、落ちないように。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 道路際につきましては、ガードレールの設置を考えておりまして、その周辺  
課長 につきましては、フェンス等で設置を考えております。

宮崎委員 この上に池いっぱいありますやんか。それでは要するに飲み込めへんっていうことかな。流れてくる経路が違うのかな。その辺だけ聞きたかってんけど。

建設農林 当然、上流の池でも貯留事業等を行っている池はございます。それで飲みき  
課長 れない部分を下流の、この貯水池で貯めるというものです。

委員長 よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること  
にご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道  
課長 それでは、議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

上下水道  
課長 今回の補正は、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動によります人件費の補正であります。

それでは、補正予算書3ページの、予算に関する説明書の実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

収益的収入及び支出の支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費で21万3千円の増額、第2目 配水及び給水費で37万5千円の増額、第4目 総係費で103万5千円の増額、合計で162万3千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

上下水道  
課長 以上、議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中川議長。

議長 これ人事院勧告に伴う増額と、人事異動も重なってと言ったけど、例えば人事異動なかったら、人事院勧告だけでの影響額はわかるの。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 この補正の内訳でございますが、人事異動による増額分が85万4千円で、人事院勧告に伴う増加分が76万9千円ということになっております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

上下水道  
課長

今回の補正予算は、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動によります人件費の補正であります。

それでは、補正予算書4ページ、5ページの予算に関する説明書の実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

初めに、4ページ、収益的収入及び支出であります。収入では、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金で、支出では、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 総係費で、それぞれ22万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、5ページ、資本的収入及び支出であります。収入では、第1款 資本的収入、第3項 補助金、第2目 他会計補助金で、支出では、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費で、それぞれ69万5千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

上下水道  
課長

以上、議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくご説明申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。  
福居都市創生課長。

都市創生  
課長 それでは、継続審査 都市基盤整備事業に関することについて報告させていただきます。

はじめに、西和医療センターの移転・再整備についてであります。

去る12月1日に、県において、西和医療センターの移転先の候補地が決定され、公表されましたので、その内容についてご説明いたします。

資料2をお願いします。本資料は、その際に県が公開した資料であります。

候補地として挙げられていました5町9か所の中から、県で比較検討された結果、移転候補地は、当町のJR法隆寺駅南側地区に決定されました。

比較検討の基準としましては、アクセス性、敷地条件、整備スケジュール、整備費用の四つの観点で、あわせて24項目について、1項目5点満点で採点する方式がとられ、全地区の中で、JR法隆寺駅南側地区が89点で最高得点となりました。

今後の予定につきましては、令和13年の開院に向けて、令和6年度の早い段階で基本計画を作成されると聞いております。

なお、当該地におきましては、8月の当委員会でも説明させていただいたように、奈良県とのまちづくり連携協定の対象エリアに含まれており、町といたしましても、都市機能の集積化の検討を進めている地区であります。このことから、西和医療センターの移転・再整備にあわせて、県と町、双方の事業に相乗効果を発揮すべく、一体的な整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところであります。本件につきましては、11日の厚生常任委員会におきましても同様の報告をさせていただきますが、今後、新たな情報や事業の進捗

がございましたら、必要に応じて、当委員会にて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
齋藤委員。

齋藤委員 この西和医療センターの移転とあわせて、今、北側のほうを県とまちづくり協定やってますけども、それとは別々に考えてやるのか、それとも合体して一緒になって考えてやっていくのか、教えてもらえないでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 県とのまちづくり連携協定につきましては、法隆寺周辺地区とJR法隆寺駅を繋ぐようなエリアとなっておりますので、このエリアにつきましては、この南側地区の都市集積化ということで、この中の項目のひとつとして挙がっておりますので、まずこちらのほうの事業の内容を先に検討してまいりたいと考えているところでございます。

齋藤委員 この事業というと、北側を先にとということですか、南側を先にとということですか。

都市創生課長 わかりにくくて申し訳ございません、法隆寺駅の南側地区のこのエリアの検討を先に進めてまいりたいというところでございまして、駅から法隆寺に向かうルートですとか、法隆寺駅周辺の対応につきましては、その後に考えまして、基本計画の策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

齋藤委員 ということは、南側は8年後に病院建てるという話ですけども、北側は病院を建ててから検討する、病院と一緒に検討するという意味ですか。

都市創生課長　　まず、県との基本計画につきましては、内容や取り組み項目について計画するものでございますので、県との連携協定につきましては、現在のところ来年度中には策定してまいりたいと考えております。そちらにつきましてはあくまで基本計画になりますので、そこ基本計画をたてた上で、県と、例えば南側の地区でしたら、そちらの連携について個別協定をまたその後に結んだ上で、事業実施に入っていくことになろうかと考えているところでございます。

委員長　　ほかにございますか。  
木澤委員。

木澤委員　　これホームページでも候補地としますということなんですけど、これ完全に最終決定だということに理解していいんですか。町民さんからよく聞かれるんです。もうここで決まりなんやねということで。確認させてもらえますか。

委員長　　上田都市建設部長。

都市建設部長　　候補地の第1番候補ということで、候補地ということで決定したということにございます。今後、進み具合によっては、2番、3番というようなこともある可能性は残っています。当然、地元の用地交渉等で事業進捗がはかれない場合については、県のほうで検討されるということも聞いております。

木澤委員　　あと、費用も、整備については県が100%負担するということで前おっしゃっていたと思うんですけど、そこも変わりはないんですね。

委員長　　福居都市創生課長。

都市創生課長　　病院整備等につきましては、県の負担ということとなっております。

委員長　　よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、議案第40号 令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についての内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明します。補正予算書の11ページから12ページをお願いします。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入 第6節 雑入で、国の三代川遊水地事業の土地収用に関し、国の補助金を受けた農業用施設を撤去されたことに伴い、国の基準に基づき、国等に対する納付金を受けることから、財産処分納付金213万4千円の増額をお願いするものです。

次に歳出予算の補正についてです。23ページから24ページをお願いします。はじめに、中ほどの第5款、農林水産業費、第1項 農業費では、人件費の補正と、第22節 償還金利子及び割引料で、歳入で申しあげました国の三代川遊水地事業の土地収用に関し、国の補助金を受けた農業用施設を撤去されたことに伴い、国の基準に基づき、国等に対する財産処分納付金159万円の増額をお願いするものであります。次に、25ページから26ページをお願いします。第6款 商工費、第1項 商工費、その下の、第7款 土木費、第1項 土木管理費、また、第4項 都市計画費の第1目 都市計画総務費では、人件費の補正をお願いしております。27ページから28ページをお願いします。第2目 下水道費では、第18節 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計における人件費の予算補正に伴う補助金155万9千円の減額をお願いするものであります。

以上、議案第40号 令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についての内、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 ちょっと1点教えてほしいんですけども、農業用施設というものは、ものはどういうものなんですか。

建設農林 ぶどう棚がありまして、それが三代川遊水地により国のほうで補償された。課長 移設も行わないので、その施設を撤去するということで、補償金を受けられて撤去される。その耐用年数が残っていることから、それを先に整備したときの補助金の返還をしていただくという内容でございます。

委員長 よろしいですか。

( な し )

委員長 議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）町有地（町営住宅正隆寺団地跡地）の売払いについて、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、町有地（町営住宅正隆寺団地跡地）の売払いについて、ご報告申課長 しあげます。本年、5月の本委員会において、町営住宅正隆寺団地の入居者の退去について、及び財産処分について報告をいたしました。当該土地、建物の財産処分について、スケジュール等、詳細が決まりましたので説明をさせていただきます。

物件は、興留2丁目地内の町営住宅正隆寺団地跡地です。県道大和高田斑鳩

線のドラッグストア木のうた南側交差点より東へ約70メートルに所在する土地であります。町営住宅正隆寺団地は、令和5年6月30日に当該施設を廃止し普通財産として管理しており、土地面積は390.36平方メートルとなっております。なお、町営住宅として使用していた建物付きの土地となっております。建物面積は約260平方メートルであります。入札手続きは、一般競争入札により、土地、建物の売却を進めてまいりたいと考えております。

次に、入札スケジュールについてであります。12月26日入札公告を行いまして、2月19日が入札要領、入札参加申込書の交付期間、入札参加申込書の締め切りとし、入札は3月25日を予定しております。なお、住民の皆様等へのご案内につきましては、1月号広報紙と町ホームページにより行ってまいりたいと考えております。

以上で、町有地（町営住宅正隆寺団地跡地）の売払いについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 売払い処分していただくのはいいと思うんですけど、あそこ建物って売れるものですかね。築何年になるんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 建築、建物自身は昭和28年に建設し、昭和29年に完成した建物でござい  
課長 まして、建物付きといいますのは、通常でしたらこの建物を取り壊して、更地にして競売にかけるところでございしますが、それを建物を残したまま、建物の解体費を差し引いた予定価格で売却するというところでございます。

委員長 中川議長。

議長 また気になることわざわざ言うさかいな、解体費用を差し引いた金額でと言

っているけど、解体費用ってなんぼ引いてるの。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 解体費用につきましては、町で積算等入れた金額を差し引いております。  
課長

委員長 具体的にはここで言えないことですか。

手塚建設農林課長。

建設農林 金額については申しあげることにはできませんが、土地の鑑定費用に準じたものから、建物の解体費を差し引いた金額を予定価格にするということです。  
課長

議 長 予定価格やからそれ以上になったら一緒やねんけど、そんなん別に引かんでもやで、建物、土地、ボンと出したらええだけ違うの。わざわざ引いて出さなあかんの。

建設農林 建物の解体費用がかなり高額なものになると想定していますので、こういったことで予定価格は考えているところでございます。  
課長

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定状況について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生 それでは、斑鳩町歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定状況について、  
課長 報告させていただきます。

はじめに、歴史的風致維持向上計画とは、歴史まちづくり法第5条の規定に基づき、市町村が策定し、国土交通省や文化庁等の国が認定する計画であり、

歴史的風致と呼ばれる、地域固有の歴史的な活動や建造物、また、その周辺の町並みなどを、一体的に保全、保存しながら、向上させ、後世に継承していくための歴史まちづくりに関する行動計画となっております。

斑鳩町では、平成26年2月に国の認定を受けた第1期計画の計画期間が、今年度末で終了することから、現在、第2期計画の策定作業をすすめているところであります。

先月には、第2期計画の素案について、地元住民、有識者、関係団体、法隆寺等で構成される歴史まちづくり推進協議会において協議を行い、また、都市計画審議会においてもご意見をいただきながら、計画案をとりまとめましたので、その内容について、説明させていただきます。

資料3の第2期計画案をお願いします。第1期計画において、修景補助や道路の美装化などに、一定の事業進捗が図られておりますが、引き続き、歴史まちづくりのとりくみが必要な事業がありますことから、第2期計画では、基本的に、第1期計画の方針等を継承した内容となっております。

それでは、第2期計画案について、第1期計画からの変更点を中心にご説明させていただきます。3ページをお願いします。下段の第3節、計画期間であります。令和6年度から令和15年度までの10年間となっております。

次に、7ページをお願いします。第1章の「斑鳩町の歴史的風致形成の背景」になります。この章では、斑鳩町の位置や自然的・社会的環境や歴史的環境、文化財の現状と特性について記載しておりますが、第2期計画では、統計資料等の時点修正を行っております。続きまして65ページをお願いします。第2章の「斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致」になります。この章では、本町の歴史的風致を記載しておりますが、国土交通省や文化庁からの助言を受けまして、項目の集約等をおこなっております。続きまして、121ページをお願いします。第3章の「歴史的風致の維持向上に関する方針」になります。この章では、課題や既存計画との関連性、基本方針、推進体制について記載しており、第2期計画では、他の計画や組織の状況を反映しております。

続きまして、143ページをお願いします。第4章の「重点区域の位置及び区域」になります。148ページをお開きいただきまして、こちらに重点区域を示した地図がございます。赤線で囲まれた範囲であり、第1期計画から変更

はございません。約82ヘクタールの法隆寺周辺地区を設定しております。

続きまして、165ページをお願いします。第5章の「文化財の保存・活用に関する事項」になります。この章では、町域全体と重点区域における文化財の保存・活用の方針や具体的な計画を記載しております。続きまして、177ページをお願いします。第6章の「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」になります。この章では、基本的な考え方と具体的な事業内容を記載しております。178ページをお願いします。下段の表になりますが、こちらが、第2期計画でとりくむ事業の一覧となっております。第1期計画と比較しますと、1番から15番までの事業が、引き続きとりくむ事業であります。5番の小広場整備事業につきましては、整備箇所の見直しを行っております。また、16番の文化財保存活用地域計画作成事業が新規事業となります。なお、第1期計画にありました、案内板等整備事業につきましては、重点区域内の計画的な整備が完了したことから、事業は終了となっております。

変更があった事業の具体的な内容を説明させていただきます。まず、186ページをお願いします。小広場整備事業では、新たな整備予定箇所として、法隆寺南大門前に所在する東西の門前広場の再整備をすすめてまいりたいと考えております。次に、196ページをお願いします。新規事業の文化財保存活用地域計画作成事業になります。本事業は、町内の文化財を総合的に把握し、文化財を取り巻く課題を明確にするとともに、多様な文化財を総合的かつ一体的に活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興や文化財の継承にとりくんでいく事業となっております。続きまして、197ページをお願いします。第7章の「歴史的風致形成建造物に関する事項」になります。この章では、重点区域内の歴史的価値等がある建造物の指定方針等について記載しております。最後に、203ページ以降につきましては、参考資料として、第1期計画の最終評価シートとなっております。

これらの、計画内容等につきましては、住民の皆様のご意見を反映する必要がありますことから、パブリックコメントを実施したいと考えております。実施時期は、12月中旬から1か月程度であり、周知方法は、広報紙及び町ホームページを予定し、対象者は町内在住者、通勤、通学者等となっております。

今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントで寄せられた意見を

集約し、歴史まちづくり推進協議会において、その反映を協議したうえで、最終計画案をとりまとめ、2月中旬頃に、国へ申請し、認定いただいた後に、策定する予定となっております。

以上、斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長

次に、（4）斑鳩町公共下水道計画の変更について、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道  
課長

それでは、斑鳩町公共下水道計画の変更について、ご説明申しあげます。

現在、小吉田2丁目地内から興留4丁目地内で整備が進められている、いかるがパークウェイに合わせて、公共下水道を整備していく必要があることから、本年度に都市計画決定の変更を行い、令和13年度までに整備する区域として、下水道事業計画区域の拡大を行うものであります。

それでは、資料4の1枚目をご覧ください。都市計画決定区域の変更図面でございます。紫色の実線で囲んでいる区域が、これまでとりくんでまいりました都市計画決定区域485ヘクタールでございます。そして今回新たに拡大する区域をピンク色で着色しております。図中に番号を付けていますが、①、②、⑥、⑦は、いかるがパークウェイの整備に伴うもので、⑩、⑮は、いかるがホール、上宮遺跡公園といった公共施設があり、近隣まで下水道が整備されていることから区域内に編入するもので、その他は、現行の都市計画決定区域が道路で境となっており、道路に接している家屋が都市計画決定区域外となっていることなどから区域内に編入するものでございます。

次に、資料の2枚目をご覧ください。令和13年度までの間で事業を進める、下水道事業計画区域の変更図面でございます。水色で着色している区域が整備済み供用区域272ヘクタール、青色の一点鎖線が現行の予定処理区域3

86ヘクタール、黄色で着色している区域が追加の予定処理区域44ヘクタールでございます。今回追加する区域につきまして、いかるがパークウェイの整備に合わせて下水道管を埋設することで、道路完成後の整備と比べ、事業費の抑制を図るものであります。そのほか、平成29年度以降に予定処理区域外で民間事業者にて、下水道整備を実施した区域や役場の北側である法隆寺西2丁目地内、法隆寺東2丁目の区域となっております。

都市計画区域の変更については、都市計画法に基づき町都市計画審議会に諮っております。今後は、県知事の同意を経て、都市計画決定し、今年度末には事業計画区域の拡大を行う予定でございます。

また、来年度には、奈良県において流域下水道事業計画が見直されることから、当町においても、奈良県と変更内容の調製及び整合を図りながら、事業期間延伸の手続きを行っていく予定でございます。

斑鳩町公共下水道計画の変更についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
中川議長。

議長 1枚目の資料の黄色、「計画決定区域（削除）」と書いてあるのかな、これ黄色って、資料上どこに黄色あるのか。ピンクは、増やしてもらうところははっきりわかるけども、黄色はどこにあるの。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 凡例のほうは抜けてなかっただけで、書いてないです。資料のほう。削除の区域はないです。凡例として入っているだけで。

委員長 他に、ご意見はありませんか。

( な し )

委員長

ほかに、理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けします。 木澤委員。

木澤委員

先日住民の方からお電話いただきまして、富雄川にヌートリアがいると。結構、頻繁に見かけて、あそこ散歩している方も多いんですけど、近づいていっても逃げないと。あそこ、すぐ近くに東小学校もあって非常に心配をされている状況で、なんとかしてほしいんですという声を寄せていただいたんですけど、これヌートリアというのはどういう扱いになっていて、対応しようと思うとどういう形になるのか、その辺のところ教えてもらえますか。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

ヌートリアにつきましては、外来生物でございまして、アライグマと同様、防除計画をたてて捕獲につとめているところでございまして、現在、斑鳩町につきましても、ヌートリア・アライグマ防除計画というのを策定しているところでございます。アライグマは数年前からたくさん捕獲しているところでございますが、ヌートリアにつきましても、2年ほど前から竜田川、大和川、富雄川等々で周辺で目撃状況があり、今、現在で4頭捕獲しているところでございます。状況としては、以上でございます。

木澤委員

そしたら町民の方から目撃情報があった時に、この辺ですというのを町に言えば、捕獲などの対処はしていただけるというふうに理解していいですか。

建設農林  
課長

捕獲檻の設置のほうにつきましては、基本的には町で行うんですけれども、例えばそれが民家とかでの発生でしたら、その民家の方にその檻の管理をして

いただく必要がございます。そして今、河川区域ということでございまして、河川区域でございましたら河川管理者との協議等々が必要となるところでございますが、今、委員おっしゃっている富雄川のヌートリアにつきましては、うちの方にも情報が入っております、すでに河川管理者にはその旨伝えておりました、河川管理者のほうで町の檻を貸し出しといいますか、お渡しして、捕獲につとめるというような内容は聞いているところでございます。

木澤委員 わかりました。そういうことでしたら、町民の連絡いただいた方にもそのように返事させていただきます。あともう1点ですね、昨日も同僚議員が一般質問していましたが、呉竹荘の件ですね。私、10月にこの建設水道常任委員会の視察に一緒に行かせていただいた際に受けた印象なんですけど、非常に地元愛をもって、丁寧に対応されているなというふうに思ったんです。ただ、質問でも指摘されてましたけども、呉竹荘さんの斑鳩町さんに対する対応ですね、が、不誠実な部分が目立つということで、今回についても、なんで事前に相談等がなかったのかなと、昨日、指摘されていましたが、その後、町長のほうで向こうの社長さんと話をさせていただいたということで、その中で、なんで事前に言ってくれなかったんですかという話はされたのかどうなのか。その時、もしされたんだったら、呉竹荘さんのほうは、どういうふうにおっしゃっていたのかなというのを、ちょっと聞きたいなと思っております。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 呉竹荘から危機対応融資を借りて、新規事業に伴う融資を受けられないという規定があったという話につきましては、一般質問でもありましたように、6月に当町としては初めて聞いたところでございまして、その場での話としまして、3月31日に融資が始まっているのであれば、もう少し以前にわかった話ではないかという話にはもちろんなっております、その時の担当の方、この方、役員クラスの方ですが、その方も聞いたのが5月の末だということでありまして、おそらく会社内で、財務管理される方と当町のように新たな新規事業をされる方の担当の方どうしの連携がうまくいってなかったのではないかなと

考えております。うちのほうもその場ではわからなかったんですが、その後にその事実を確認してほしいというのはその場で申しあげておりましたので、後日、実は3月31日には社内でもう融資執行したという事実があって、そのことについては、担当の方からは謝罪を受けたところでございます。

木澤委員

そういう内部事情があったというのは、今、初めてお聞きしてわかりましたので、やはり本社のほうですね、対応、その後、町長面談していただいて、やはり信頼関係が大事ですよということで、おっしゃっていただいていると思いますんで、今後、そういうことのないようにしていただきたいなというのと。

あと、今回、町のほうから前回の委員会で報告いただいた内容ですね。正直言うと、最初からあれを出してほしかったなど、令和2年度の段階でですね、当時は全額免除ということで、私は議案には反対させていただきましたけども。やはり、町民の皆さんに説明をするのにきちっとした根拠があってということで、当初、議会にも相談いただきましたけど、我々のほうも本当にこの期間で対応が済むのかどうかという、一定、コロナの基準をつくってコロナの期間の対応をすべきではないかという意見も申しあげてきましたけども、結局、期限区切って対応しようとしたけど、対応しきれなかったというのが結果だったと思うんです。その点については今回、私、未曾有の災害でしたんで、対応というのは難しいかなと思いましたが、やはり、はっきり申しあげますと、ちょっとその場しのぎの対応になってきたのではないかなというのは意見として申しあげておきたいと思うんです。最終的に町が提案いただいた内容について、是か否かというのは今は決めていません。3月議会で補正予算の審議があるので、その時までには考えようと思ってますんで。ただ、この間の議論と、前回提案いただいて、一定、12月以内になんらかの意見は言うておくべきかなというふうに思いましたんで、現時点で、私が思っていることに対して、指摘をさせていただいておきたいなというふうに思います。

委員長

ほかにごぎいせんか。

宮崎委員。

宮崎委員 2、3点聞きたいんですけど、この前、守谷上池の話、前の時ですかね、されたんですけど。町道も隣に接しているということで、今、落札された業者がいてると。昨日か一昨日か、森町長が答弁されてましたんですけども、まだ検査のほうがわからないということで、その辺は大丈夫ですかね。たぶん落札業者の代表の方やとは思うんですけど、その辺、工事のストップとかはかからないんですかね。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 現在町のほうで発注しているのは、アオキでございます。今、森町長がということでございますが、その詳細内容等まったくわからない状況でございます。そういった中で、当町としましては、今の工事発注につきまして、特に問題はないと考えているところでございます。

宮崎委員 実際、私も守谷上池見に行ったんですけども、実際、宙ぶらりんになっているところですけど、町道が横に走ってますわね。今、家は宙ぶらりんになっているということで、万が一あれが崩れたら、引っ張られたらということになったら、あそこに都市ガスとか水道、下水道皆入っていると思うんですけど、それを引きずりこまれないようにしておくことは不可能ですかね。可能ですかね。  
その辺、もうひとつ、それがもし工事をやっている最中に落ちたら、ずれ落ちたみたいな格好で、二次災害起きた場合は、どこが責任とるのか、責任の所在っていうんですかね。その辺をちょっと教えてほしいんですけど。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今、委員がおっしゃる心配されますことが当然想定されますことから、早急に町としても、あの仮設道路を整備し、各個人の方が復旧できるような手立てをいち早く行っていきたいと考えているところでございまして、今、何が原因で崩れる、崩れないというのは想定ができませんので、それに対しての今現在どういうふうな責任が生じるかということに関しましては、お答えすることが

できないと考えております。

宮崎委員 今の時点ではそうですけどね。実際、工事入って、もしそれがね、その工事の場所に落ちてきたとかいうときは、それは、どこが責任取るのかなというのを、ちょっと聞きたいんですけど。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時07分 休憩 )

( 午前10時09分 再開 )

委員長 再開します。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 当該工事におきましては、工事による振動等々で、住宅のほうにもし何かあったとしても責任は負えないという7軒との約束のもと、工事を実施しているところでございます。

宮崎委員 それやったら、十分、町のほうも管理していただいて、安全第一でやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 私のほうから、先ほどの呉竹荘のホテルの誘致の件ですが。今、委員がひとつの意見として、やはりそれに対して心配していると言うのは、正直、町民の声としても実際あります。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、あれから委員会で報告あってから、それに対して、議会でも一定の報告をしたということで、向こうのほうに伝えて、それから以降なんか動きとかその辺のところはどんな感じですか。報告がないということは何も無いのかなど。ただ、期限

のこととか、取り決めのやつ、日がきちきちになってるんで、ちょっと向こうにやったほうがええんとちがうやろかという話もさせていただいた。あのあたりはどんな感じになったか教えてください。 福居都市創生課長。

都市創生課長 覚書の締結につきましては、ご意見いただきましたように、期限につきましては、半年先延ばす方向で呉竹荘と現在協議中でございまして、現在、覚書の改め文を作成しまして、呉竹荘側の法務担当部署がございまして、そちらの確認をしているということを聞いております。その確認が終わりましたら、すみやかに覚書の変更手続きをふんでまいりたいと考えているところです。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 委員会でも、各議員さんからも、ホテルの建築に、いつ建つのか、また計画がどうなっているのかというのが周知されてない。もしくは、皆さん認識度が足りないということで、呉竹荘にも申しましたところ、建築にあたっての予定する看板を呉竹荘のほうも用意して立てて、住民の皆さんにここにホテルが建つよということを知らせていきたいというような申し出も受けているところでございます。

委員長 これについては、できるだけ常に報告をしていただいて、住民側に報告をしていただいて、こういう形で今話ができているというようなことが、一番大事かなど。いろんな紆余曲折、考えられへんようなことも起こり、こんなことになってますんで、なんしか、いいものが、未来のほうにいけるようにひとつお願いしたいと私のほうから思います。

他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。  
次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

( 午前10時15分 閉会 )